

令和4年8月1日

保護者・御家族の皆様

大崎市教育委員会

濃厚接触者の待機期間等について（お知らせとお願い）

保護者・ご家族の皆様におかれましては、日頃から学校教育にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、文部科学省より令和4年7月25日付けて国から「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」が示されましたので、下記のことについてご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の待機期間の変更について

- ・待機期間は5日間となります（従来は7日間）。ただし、健康観察は7日間継続して行ってください。
- ・上記期間については、外出自粛への協力をお願いします。また、発症した場合は、病院の受診をお願いします。

2 抗原定性検査による待機期間の短縮について

- ・最終接触の日を0日として、2日目及び3日目の検査結果が陰性の場合、待機を解除することが可能です。但し、児童生徒の待機期間の検査（体外診断用医薬品と記載されている国が承認したキットの使用）は自費対応となり、市からの補助金等はありません。
- ・短縮の取扱いについては、全ての濃厚接触者に適用されます。ただし、保健所から直接指示があった場合には、それに従うようお願いします。
- ・学校への特別な教育活動（修学旅行や卒業式等、中体連への参加、学校を代表しての取組）への参加については、学校にご相談ください。